

ログイン

利用者登録

申請団体選択

予約手続き

手続き申込

申込内容照会

職責署名検証

いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます

手続き申込へ

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

リサイクル

類義語検索を行う

カテゴリ選択

検索キーワードに
「リサイクル」と入力

利用者選択

個人が利用できる手続き

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

手続き一覧

2024年02月07日 08時45分 現在

並び替え

受付開始日時 降順

表示数変更

20件ずつ表示

1

【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出

受付開始日時 2024年02月03日00時00分
受付終了日時 随時

「建設リサイクル法第10条に係る届出」を選択

1

1

手続き申込み画面

[ログイン](#)
[利用者登録](#)
[予約手続き](#)

[申請団体選択](#)

[> 手続き申込](#) [> 申込内容照会](#) [> 職責署名検証](#)

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出
受付時期	2024年2月3日0時00分～

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

- ・利用者登録せずに申込み
 - ・利用者登録してからの申込み
- どちらかを選択

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

[ログイン >](#)

【操作方法に関すること】

■電子申請サービスヘルプデスク
(TEL:0120-464-119) (平日9:00~17:00 年末年始除く)
(email:help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp)

【届出の内容に関すること】

■東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当
(TEL:088-653-8818/email:toubu-t-recycle@mail.pref.tokushima.jp)

■東部県土整備局吉野川庁舎
(TEL:0883-26-3712/email:kenchiku_toubuyoshinogawa@mail.pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局美馬庁舎
(TEL:0883-53-2214/email:seibu_ks_mmm@pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局三好庁舎
(TEL:0883-76-0609/email:kenchiku_seibumiyoshi@mail.pref.tokushima.jp)

メール入力画面

※利用者登録せずに申込みした場合

SaaS型電子申請サービス（利用者）

[ログイン](#)
[利用者登録](#)
[予約手続き](#)

申請団体選択手続き申込申込内容照会職責署名検証

手続き申込

手続き選択をするメールアドレスの確認内容を入力する申し込みをする

利用者ID入力

【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「test-pref-tokushima@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

メールアドレスを入力

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

< 説明へ戻る

完了する >

【操作方法に関すること】

■電子申請サービスヘルプデスク

(TEL:0120-464-119) (平日9:00~17:00 年末年始除く)
(email:help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp)

【届出の内容に関すること】

■東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当

(TEL:088-653-8818/email:toubu-t-recycle@mail.pref.tokushima.jp)

■東部県土整備局吉野川庁舎

(TEL:0883-26-3712/email:kenchiku_toubuyoshinogawa@mail.pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局美馬庁舎

(TEL:0883-53-2214/email:seibu_ks_mm@pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局三好庁舎

(TEL:0883-76-0609/email:kenchiku_seibumiyoshi@mail.pref.tokushima.jp)

■南部総合県民局阿南庁舎

(TEL:0884-24-4220/email:kenchiku_nanbuanan@mail.pref.tokushima.jp)

申込みURL ※利用者登録せずに申込みした場合

送信者	denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
送信日時	2024-02-07 08:49
宛先	[REDACTED]
件名	(電子申請サービス・テスト)【連絡先アドレス確認】

徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）

手続き名：

【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出
の申込画面へのURLをお届けします。

前ページで入力したメールアドレスに**申請用URL**が届くので、
URLをクリックし、登録画面へ進む

◆パソコン、スマートフォンはこちらから

[http://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-tokushima-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?
completeSendMailForm_templateSeq=4917&num=0&t=1707263368653&user=oonishi_hidekazu.1%40pref.tokushima.lg.jp&id=14af3f0a61c5a06ed51afbc2bad6bdb4](http://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-tokushima-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSendMailForm_templateSeq=4917&num=0&t=1707263368653&user=oonishi_hidekazu.1%40pref.tokushima.lg.jp&id=14af3f0a61c5a06ed51afbc2bad6bdb4)

↑ 申請用URL

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先

最下段にまとめて掲載しております

電話：なし

FAX：なし

メール：なし

このメールは自動配信メールです。

返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

[スケジュールを作成する](#)

[ログイン](#)[利用者登録](#)[申請団体選択](#)[予約手続き](#)[手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)

手続き申込

[手続き選択をする](#)[メールアドレスの確認](#)[内容を入力する](#)[申し込みをする](#)

申込

選択中の手続き名：【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出

問合せ先 [+開く](#)

建設リサイクル法に係る届出

届出日を入力してください **必須**

※届出日は申込日ではなく、受理された日といたします。

※記載内容に不備がある場合は、再提出後に確認を受け、受理された日が届出日となります。

必要事項を記入

令和



6

年

2

月

7

日

届出先事務所の選択 **必須**

同一路線上等で同一契約により対象工事が複数の庁舎に跨がる場合は代表する窓口を選択してください。（徳島市内の工事は、別途徳島市役所に届出してください。）

選択してください

法人又は個人を選択してください **必須**

選択してください

メールアドレスを入力してください **必須**

メールアドレス

(1) 発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者氏名） **必須**

個人の方は「氏名」を選択して入力してください。

法人の方は「法人名」を選択し、商号又は名称及び代表者の氏名を入力してください。

※連名で記載する場合は「法人名」欄に記載してください。



氏：

名：



法人名：

※建築物に係る解体工事については別表1、建築物に係る新築工事等については別表2、建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。

5. 工程の概要

(25) 工程の概要を入力してください **必須**

※できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、次の項目で別紙を添付してください。

(26) 工事着手予定日を入力してください。 **必須**

※届出は工事着手日の7日前までに行う必要があります。

 年 月 日

(27) 工事完了予定日を入力してください **必須**

 年 月 日

別表（分別解体等の計画等）の添付 **添付ファイル** **必須**

届出に係る別表1～3「分別解体等の計画等」を添付してください。

「添付ファイル」をクリックし、**別表**を添付

別紙・工程表・写真・図面・委任状等の添付 **添付ファイル** **必須**

工程表、写真等届出に必要な書類を添付してください。

「添付ファイル」をクリックし、**工程表・写真・委任状等**を添付

届出書控えの希望を選択してください **必須**

受付印を押印した届出書の控えを希望される場合は、「希望する」を選択してください。

- 希望する
 希望しない

選択解除

建築基準法第15条 建築物除却届 **添付ファイル**

建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届がございましたら、添付してください。

建築物除却届控への希望を選択してください

建築基準法第15条建築物除却届の控えを希望される場合は、「希望する」を選択してください。

- 希望する
 希望しない

選択解除

確認へ進む >

必要事項を記入後、
「確認へ進む」をクリック

別表（分別解体等の計画等）の添付	別表1.pdf
別紙・工程表・写真・図面・委任状等の添付	工程表等.pdf
届出書控えの希望を選択してください	希望する
建築基準法第15条 建築物除却届	
建築物除却届控えの希望を選択してください	希望しない

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

申込み内容確認後、「申込み」をクリックし、申請を完了する

【操作方法に関すること】

■電子申請サービスヘルプデスク
 (TEL:0120-464-119) (平日9:00~17:00 年末年始除く)
 (email:help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp)

【届出の内容に関すること】

■東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当
 (TEL:088-653-8818/email:toubu-t-recycle@mail.pref.tokushima.jp)

■東部県土整備局吉野川庁舎
 (TEL:0883-26-3712/email:kenchiku_toubuyoshinogawa@mail.pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局美馬庁舎
 (TEL:0883-53-2214/email:seibu_ks_mm@pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局三好庁舎
 (TEL:0883-76-0609/email:kenchiku_seibumiyoshi@mail.pref.tokushima.jp)

■南部総合県民局阿南庁舎
 (TEL:0884-24-4220/email:kenchiku_nanbuanan@mail.pref.tokushima.jp)

[ログイン](#)
[利用者登録](#)
[予約手続き](#)

[申請団体選択](#)

[> 手続き申込](#) [> 申込内容照会](#) [> 職責署名検証](#)

手続き申込


手続き選択をする


メールアドレスの確認


内容を入力する


申し込みをする

申込完了

【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出の手続きの申込みを受付しました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

**メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。**

整理番号	987793150209
パスワード	8b6DwzbhE7

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

[< 一覧へ戻る](#)

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

[PDFファイルを出力する](#)

【操作方法に関すること】

■電子申請サービスヘルプデスク

(TEL:0120-464-119) (平日9:00~17:00 年末年始除く)
(email:help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp)

【届出の内容に関すること】

■東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当

(TEL:088-653-8818/email:toubu-t-recycle@mail.pref.tokushima.jp)

■東部県土整備局吉野川庁舎

(TEL:0883-26-3712/email:kenchiku_toubuyoshinogawa@mail.pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局美馬庁舎

(TEL:0883-53-2214/email:seibu_ks_rmm@pref.tokushima.jp)

■西部総合県民局三好庁舎

(TEL:0883-76-0609/email:kenchiku_seibumiyoshi@mail.pref.tokushima.jp)

■南部総合県民局阿南庁舎

(TEL:0884-24-4220/email:kenchiku_nanbuanan@mail.pref.tokushima.jp)

申込内容照会ページ

※利用者登録せずに申込みした場合

ログイン

利用者登録

申請団体選択

予約手続き

手続き申込

申込内容照会

職責署名検証

申込内容照会

申込照会

整理番号を入力してください

987793150209

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号をご入力ください。

申込完了通知メールに記載された「整理番号」及び「パスワード」を入力

パスワードを入力してください

.....

申込完了画面、通知メールに記載されたパスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

照会する

【操作に関するお問合せ先（コールセンター）】

TEL : 0120-464-119（固定電話のみ）

（平日 9:00~17:00 年末年始除く）

※上記フリーダイヤルは携帯電話から繋がりませんので、その場合は、以下の電子メール又はFAXでお問い合わせください。

電子メール : help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp

FAX : 06-6455-3268

【制度等手続きの内容に関するお問合せ先】

直接担当課にお問い合わせください。

ログアウト

利用者情報

申請団体選択

予約手続き

手続き申込 > 申込内容照会 > 委任内容照会

ようこそ、[ユーザー名]さま 前回ログイン日時：2024年02月15日 10時01分

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号	<input type="text"/>	手続き名	<input type="text"/>
申込日	<input type="text"/>	<input type="text"/> カレンダー	～ <input type="text"/> カレンダー

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

2024年02月15日 10時14分 現在

並び替え

申込日時 降順

表示数変更

20件ずつ表示

1

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
431663286326	【テスト】建設リサイクル法 第10条に係る届出	最下段にまとめて掲載しております	2024年2月15日10時	処理待ち	<input type="button" value="詳細"/>
486366609236	【テスト】建設リサイクル法 第10条に係る届出	最下段にまとめて掲載しております	2024年2月15日10時	処理中 (返信済)	<input type="button" value="詳細"/>
981956094526	【テスト】建設リサイクル法 第10条に係る届出	最下段にまとめて掲載しております	2024年2月15日10時	完了	<input type="button" value="詳細"/>

↑ 申請履歴の確認が可能

1

「詳細」からダウンロード
画面へアクセス

【操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
TEL：0120-464-119（固定電話のみ）
（平日9：00～17：00 年末年始除く）
※上記フリーダイヤルは携帯電話から繋がりませんので、その場合は、以下の電子メール又はFAXでお問い合わせください。
電子メール：help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp
FAX：06-6455-3268

【制度等手続きの内容に関するお問合せ先】
直接担当課にお問い合わせください。

ログアウト

利用者情報

申請団体選択

予約手続き

手続き申込 > 申込内容照会 > 委任内容照会

ようこそ、[redacted]さま 前回ログイン日時：2024年02月15日 10時11分

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	【テスト】建設リサイクル法第10条に係る届出	
整理番号	486366609236	
処理状況	処理中（返信済）	
処理履歴	2024年2月15日10時14分 受理 2024年2月15日10時14分 ファイルアップロード 2024年2月15日10時7分 申込	
返信添付ファイル1	届出済シール.xlsx	「届出済シール」等添付されたファイルをダウンロード
返信添付ファイル2	届出書控え.pdf	

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

申込内容印刷

建設リサイクル法に係る届出

届出日を入力してください	令和6年2月15日
届出先事務所の選択	建設管理課
法人又は個人を選択してください	法人
メールアドレスを入力してください	[redacted]
(1) 発注者又は自主施工者の氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）	[redacted]
(2) フリガナ（氏名、商号又は名称及び代表者の氏名）を入力してください	[redacted]
(3) 郵便番号を入力してください	7700855
(4) 住所を入力してください	徳島県徳島市新蔵町

届出済シール（印刷用）

届出済シールを切り取り、工事現場に掲示する建設業の許可票等の余白に貼り付けて下さい。

自主施工者は、門や塀などの目立つ場所に貼付して下さい。

工事完了後は、速やかに剥がして下さい。

キリトリ線



届出書

令和6年2月7日

徳島県知事 殿

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 770-0855) 電話番号 088-621-2622

住所 徳島県徳島市新蔵町

(転居予定先)

(郵便番号 770-0856) 電話番号 088-621-2622

住所 徳島県徳島市中洲町

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1. 工事の概要

①工事の名称 〇〇家屋解体

②工事の場所 徳島県徳島市万代町

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2,3階、工事対象床面積の合計 100 m2

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m2

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

カブシキカイシャマルクミ タイヨウトリシマヤク トクシマ サブロウ

①氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社〇〇組 代表取締役 徳島 三郎

(郵便番号 770-0854) 電話番号 088-621-2748

②住所 徳島県徳島市徳島本町

③許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 徳島県知事 (般-11) 題123456 解体工事

主任技術者 (監理技術者) 氏名 徳島 次郎

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和6年2月5日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和6年2月15日

別紙のとおり (工事完了予定日) 令和6年3月31日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 6徳-123

